

[事案 2019-331] 契約内容遡及変更請求

- ・令和 3 年 4 月 13 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 2019-332] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

保険料の払込期間が終身払である旨の説明を受けていないことを理由に、遡って契約内容を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

他社で契約した 60 歳払込満了の医療保険（他社契約）を解約して、平成 23 年 2 月に医療保険（契約①）を契約し、平成 27 年 11 月に契約①を医療保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、契約②を契約①の契約時に遡って他社契約と同じ内容に変更してほしい。

- (1) 契約①②のいずれの契約時も、契約前後の内容の比較表もなく、募集人から前と同じ内容の保険と言われ、支払期間について何の説明も受けていない。
- (2) 契約①②のいずれの契約時も、募集人から安い保険と言われて契約したが、保険料が終身払のため決して安くはなく、終身払と説明されていたら契約しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は契約①②のいずれの契約時も、契約前に設計書を使用して保険料は終身払であることを説明した。
- (2) 募集人は申立人から、保険料の払込期間について、60 歳払込満了とした旨の希望を聞いていない。
- (3) 申込書の申立人署名欄の真下に、保険料が終身払である旨の記載があり、保険料が終身払であることは容易に確認できる。また、意向確認書による意向確認も行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約②を契約①の契約時に遡って他社契約と同じ内容に変更することは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は本契約について、自らの非を認める内容の念書を書き、申立人に交付しており、また、事情聴取においても、契約時の説明不足を認めている。